

法務局地図作成事業のお知らせ

下記実施地区において基準点を設置するための測量を実施します。

釧路地方法務局

法務省では、法務局に備え付ける地図を整備するため、全国の都市部において、地図の作成を要する緊急性及び必要性が高い地域並びに地方公共団体等の要望により実施地区を選び、地図を作成する事業を実施しています。

釧路地方法務局では、令和7年度から令和8年度までの事業として、下記の地域において、法務局地図作成事業を実施することとしました。

令和7年度においては、9月上旬から11月下旬まで、事業を実施する上では欠かすことができない基準点を設置するための測量を行います。

この基準点を設置するための測量は、皆様の敷地を測量するものではありませんが、皆様の敷地に立ち入らせていただく場合がありますので、事業の趣旨をご理解いただき、事業へのご協力をお願いいたします。

記

作業期間 令和7年9月上旬～令和7年11月下旬

実施地区（裏面参照）

音更町柳町南、柳町中央及び柳町北地区（音更町柳町南区の一部、柳町仲区の一部、柳町北区の全部、木野大通東16丁目の全部）

説明会

皆様の敷地を実際に測量する前に、事業内容の説明会を開催する予定です。

説明会は、令和8年4月中旬頃の開催を予定していますが、開催前に、日程等をご案内する書面を実施地区内の土地所有者の皆様に郵送いたします。

作業機関

公益社団法人 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

※作業担当者は、緑色のビブス(ベスト)を着用し、「身分証明書」を携帯しています。

問合せ先

〒080-8510 帯広市東5条南9丁目1番地1

釧路地方法務局帯広支局登記部門

電話 0155-24-5835 担当 氏、石丸

音更町柳町南、柳町中央及び柳町北地区

(音更町柳町南区の一部、柳町仲区の一部、柳町北区の全部、木野大通東16丁目の全部)



出典：国土地理院ウェブサイト (maps.gsi.go.jp)

(地形図に赤色で網掛けを施して作成したもの)